

## 墓地等設置紛争調停委員会の紹介

墓地等設置紛争調停委員会は、平成15年4月1日に設置された地方自治法第138条の4に基づく附属機関で、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」第29条の規定に基づき、墓地等の設置等に係る事業者と周辺住民との間の紛争について、専門的、かつ、公平な立場から調停を行い、紛争の解決を図ること等を目的としています。

当委員会は、

- 1 市長の付託に応じ、墓地等の設置等に係る事業者と周辺住民との間の紛争について、調停を行うこと
- 2 市長の諮問に応じ、墓地等の設置等に係る事業者と周辺住民との間の紛争の予防、及び調整に関する事項について、調査審議することを主たる任務としています。

### 概要

#### ■ 横浜市墓地等設置紛争調停委員会委員名簿

平成27年4月1日現在

	氏名	職名
委員	岩下 朗子	民事調停委員
委員	浦田 修志	弁護士
委員	奥山 喜躬	元民事調停委員
委員	加藤 慎	弁護士
委員	加藤 仁美	東海大学工学部教授
委員	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	田中 友章	明治大学理工学部教授
委員	玉越 浩美	弁護士
委員	中村 政太郎	元民事調停委員
委員	野呂 芳子	弁護士
委員	松行 美帆子	横浜国立大学大学院准教授
委員	柳川 雅子	元民事調停委員

### ・ [案内図](#)

墓地等設置に係る紛争の解決

#### ■ 紛争解決の制度

墓地等の設置等に関する問題は、本来、民事上の問題であり、周辺住民と事業者の当事者間で自主的に解決していただくものですが、当事者間で解決が困難な場合には、行政等が当事者間に入ることにより紛争調整を図り、市民生活における墓地等と周辺環境の調和を図ることを目的として、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」(平成23年9月1日施行)に基づいて、「紛争の調整」、「調停」を行う制度を設けています。

#### ・<<紛争調整の流れ>>

##### ■ 紛争の調整

周辺住民から紛争の解決の申出があった場合、「紛争の調整」を行います。

必要に応じ、周辺住民または事業者に来庁を求め意見をお聴きします。また、必要な資料の提出を求めることがあります。さらに、周辺住民と事業者に話し合いの場に来ていただき、相談調整課の職員が双方の主張の要点を確認しながら円満に解決できるよう調整を行うことがあります。

紛争の調整期間は、紛争の解決の申出があった日の翌日から起算して180日間となります。

##### ■ 調停

紛争の調整が期間内に終了しなかった場合には、調停に移行します。調停は、紛争当事者双方の間に墓地等設置紛争調停委員会が入り、紛争の解決を図ります。

調停の期間は、紛争の調整期間が経過した日から起算して150日以内です。その間に調停委員会が専門的、かつ、公平な立場で双方から事情を聴き、委員の考えを示しながら調停の成立に向けて調整します。

#### ● 条例等

- [横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例](#) (PDF)
- [横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則](#) (PDF)

#### ● 会議録

- ・ [会議録\(平成28年6月3日開催、PDF\)](#)
- ・ [会議録\(平成27年6月26日開催、PDF\)](#)

#### ● 会議案内

- ・ [次回開催予定\(PDF\)](#)

#### ● 紛争解決の申出書等

- ・ [紛争解決申出書\(第19号様式\)](#)
- ・ [代表者選定届出書\(第20号様式\)](#)
- ・ [代表者変更届出書\(第21号様式\)](#)

#### ● 紛争解決の申出のご案内

- ・ [「墓地等の設置等に係る紛争でよりよい話し合いをするために」](#) (PDF)

#### ● 墓地計画にあたって

- ・ [「周辺環境に配慮した墓地計画のポイント」](#) (PDF)

[健康福祉局TOPに戻る](#)

健康福祉局総務部相談調整課 - 2003年7月31日作成 - 2016年6月27日更新  
ご意見・問合せ - [kf-bochichotei@city.yokohama.jp](mailto:kf-bochichotei@city.yokohama.jp) - 電話 : 045-671-4211 - FAX : 045-681-5457

©2006-2013 City of Yokohama. All rights reserved.